

22 日 獣 発 第 373 号
平成 23 年 3 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

**犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、
農林水産大臣が指定する地域を定める等の件の一部を
改正する件について（告示）**

このことについて、平成 23 年 3 月 8 日付け 22 消安第 9540 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知があったのでお知らせします。

このたびの通知の内容は、平成 23 年 2 月 14 日付け事務連絡、「ノルウェーのホーペン島におけるホッキョクギツネの狂犬病発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて」により通知したとおり、これまで狂犬病の発生が確認されていなかったノルウェーのホーペン島において、狂犬病に感染したホッキョクギツネが確認されたことを受け、「平成 11 年 12 月 27 日農林水産省令告示第 1628 号（犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）」を平成 23 年 3 月 8 日付けで改正し、これまで狂犬病清浄指定地域と指定してきたノルウェーのうち、スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を指定地域から除くこととし、同日から施行することについて通知するとともに、今後とも本会に特段の協力を求めたいとするものです。関係会員等への周知方お願いします。

本件内容の問合せ先
日本獣医師会事業担当 長野
TEL 03-3475-1601



22消安第9540号
平成23年3月8日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規則に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件について
(告示)

今般、「平成11年農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）」を平成23年3月8日付けで別添のとおり改正し、同日から施行することとなったので、お知らせします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いします。



犬等の輸出入検査規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件
 (案) 新旧対照条文

○ 平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百二十八号(犬等の輸出入検査規則第四条第一項の規定に基づき、
 農林水産大臣の指定する地域を定める等の件)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>アジア州のうち ヨーロッパ州のうち エーデン、ノルウエー(スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。)、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。) オーストラリア、グアム、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ</p>	<p>アジア州のうち ヨーロッパ州のうち エーデン、ノルウエー、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。) オーストラリア、グアム、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ</p>

平成11年12月27日農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）の一部改正について

1 改正の趣旨

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）は、狂犬病の発生予防及びまん延の防止を図るため、①飼い犬の登録、②犬の狂犬病予防注射、③野犬の捕獲、④犬等の検疫について規定しており、このうち、犬等の輸出入検疫に関する事務は、農林水産省が所管している。

具体的には、犬等を輸入する場合には、動物検疫所で180日間（狂犬病の潜伏期間）係留することが必要。

ただし、農林水産大臣が告示で指定する狂犬病清浄地域（以下「指定地域」という。）から直接輸入する場合で、

ア 個体識別のためのマイクロチップを装着すること

イ 指定地域において過去180日間、若しくは出生以降飼養され、又は日本から輸出された後指定地域のみにおいて飼養されていたこと

ウ 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がなかったこと

エ 出発前の検査で、狂犬病にかかっていないか又はかかっている疑いがないことが確認できたこと

の要件を全て満たした旨の輸出国政府機関の衛生証明書が提出された場合等には、短期間（12時間以内）の係留のみで輸入が可能。

〔 ※ 指定地域は、過去2年間狂犬病の発生がなく、かつ、我が国と同等の輸入検疫が実施されていると認められる地域を指定することとしている。 〕

(2) 本年1月、これまで狂犬病の発生が確認されていなかったノルウェーのホーペン島において、狂犬病に感染したホッキョクギツネが確認された。

これを受け、同国に対して、同国内における狂犬病の発生状況及び検疫措置について、改めて照会したところ、

① 同国は、ホーペン島を含むスヴァールバルト諸島、ヤン・マイエン島及び南極の属領（以下「スヴァールバルト諸島等」という。）を、狂犬病の清浄地域とはみなしておらず、

② スヴァールバルト諸島等から同国本土へ犬等を移動させる場合には、その移動を制限し、狂犬病発生国からの輸入と同様の検疫措置を行っているとの連絡があった。

(3) これまで、我が国においては、ノルウェー全土を狂犬病清浄地域として指定してきたところ、同国のスヴァールバルト諸島における狂犬病の発生を契機とし

て、同国は、スヴァルバルト諸島等を狂犬病の清浄地域とはみなしておらず、スヴァルバルト諸島等に対して十分な検疫措置をとっていると認められることが明らかとなったことから、スヴァルバルト諸島等を除く同国本土は、引き続き狂犬病清浄地域として指定することとし、狂犬病清浄地域から、スヴァルバルト諸島等を除く告示改正を行う。

2. 施行期日

公布の日（スヴァルバルト諸島等から日本への直行便はないことから、本改正による影響はほとんどなく、周知期間を設ける必要はない。）